

(素案)

さっぽろ障がい者プラン 2024

2024年度～2029年度



札幌市



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 他計画との関連.....	3
4 計画期間.....	4
5 計画の策定体制.....	4
第2章 札幌市の現状と課題	6
1 障がい者手帳所持者数等.....	6
2 指定障害福祉サービス事業所数等.....	14
3 さっぽろ障がい者プラン 2018 の成果目標と進捗状況.....	17
第3章 計画の基本的な考え方	22
1 障がいの概念.....	22
2 基本理念と基本目標.....	25
3 重要課題と施策体系.....	26
第4章 障がい者施策の推進（障がい者計画等）	35
基本施策1 差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止.....	36
基本施策2 バリアフリー環境の整備.....	43
基本施策3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実.....	50
基本施策4 障がい等の理解促進.....	57
基本施策5 自立・相談の支援.....	63
基本施策6 保健・医療の推進.....	72
基本施策7 安全・安心の実現.....	79
基本施策8 療育・教育の充実.....	85
基本施策9 雇用・就労の促進.....	93
基本施策10 文化芸術・スポーツの振興.....	98

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	103
1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について.....	103
2 障害福祉サービス等に関する成果目標.....	105
3 障害福祉サービス等の提供にあたって.....	118
4 障害福祉サービスのサービス量見込み.....	119
5 地域生活支援事業等のサービス量見込み.....	132
第6章 計画の推進に向けて	143
1 計画の推進体制.....	143
2 札幌市障がい者施策推進審議会.....	143
3 計画の進捗管理と評価・公表.....	144
資料編	145
1 さっぽろ障がい者プラン 2018 の取組状況.....	146
2 2022 年度（令和4年度）障がい児者実態等調査概要.....	151
3 札幌市障がい者施策推進審議会条例.....	153
4 札幌市障がい者施策推進審議会委員名簿.....	156
5 札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会委員名簿.....	157

【略称法令名】

- 障害者総合支援法…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 障害者差別解消法…障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 障害者虐待防止法
…障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- 障害者文化芸術活動推進法…障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律
- 読書バリアフリー法…視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
- ユニバーサル社会実現推進法
…ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法
…障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
- 医療的ケア児支援法…医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

札幌市では、2003年（平成15年）3月、障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目的として、障がいのある方の生活全般に関わる施策を体系化し、基本的な方向性を示した「札幌市障害者保健福祉計画」を策定しました。また、2007年（平成19年）3月には、障がいのある方の地域生活への移行や就労支援を一層推進し、誰もがいきいきと暮らせるような元気あふれるまちづくりを進めるために、「札幌市障がい福祉計画（第1期）」を策定しました。



2012年（平成24年）3月、これらの計画を「さっぽろ障がい者プラン」として統合し、さらに、2016年（平成28年）4月の「障害者差別解消法」、2017年（平成29年）12月の「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」、2018年（平成30年）3月の「札幌市手話言語条例」などの施行や、国の第4次障害者基本計画等を踏まえ、2018年（平成30年）3月に「さっぽろ障がい者プラン2018」を策定し、計画に係る進捗管理や評価を一体的に行うことで、障がいのある方の実態やニーズに即した施策や取組を総合的かつ計画的に進めてまいりました。

一方、国においては、「さっぽろ障がい者プラン2018」策定以降、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する「ユニバーサル社会実現推進法」をはじめ、障がいのある方の社会参加の促進に向け、「障害者文化芸術活動推進法」や「読書バリアフリー法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供を義務化する「障害者差別解消法」の改正などの大きな動きが見られました。

加えて、ユニバーサルデザイン2020行動計画により、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う心のバリアフリーの普及啓発が進むとともに、障がいのある方が自らの望む生活が地域で営めるよう、生活や就労など多様化するニーズにきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための整備も進められるなど、障がいのある方を取り巻く環境は変化し続けています。

こうした背景を受けて、「さっぽろ障がい者プラン2018（計画期間：2018～2023年度）」の計画期間が終了することから、「さっぽろ障がい者プラン2024（計画期間：2024～2029年度）」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

札幌市では、障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちとするため、本計画に掲げた基本理念にのっとり、障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現を目指し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

2 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づく市町村障害者計画と、「障害者総合支援法」第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画（児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画を含む。）、「障害者文化芸術推進法」第 8 条第 1 項に基づく地方公共団体障害者文化芸術活動推進計画、「読書バリアフリー法」第 8 条第 1 項に基づく地方公共団体読書バリアフリー推進計画を一体的に策定した計画であり、本市における障がい者施策全般に関する基本的な計画として位置付けられるものです。

さっぽろ障がい者プラン 2024

札幌市障がい者計画

市町村障害者計画

- 障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく計画
- 市町村における障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係分野に関する事項を規定 **法的義務**

札幌市障がい福祉計画（第 7 期） 札幌市障がい児福祉計画（第 3 期）

市町村障害福祉計画

- 障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく計画
- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量等を規定 **法的義務**

市町村障害児福祉計画

- 児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく計画
- 障害児通所支援や障害児相談支援等の提供体制の確保に係る目標や見込量を規定 **法的義務**

札幌市障害者文化芸術活動推進計画

地方公共団体 障害者文化芸術活動推進計画

- 障害者文化芸術推進法（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）第 8 条第 1 項に基づく計画
- 地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進を図るため、関係分野に関する事項を規定 **努力義務**

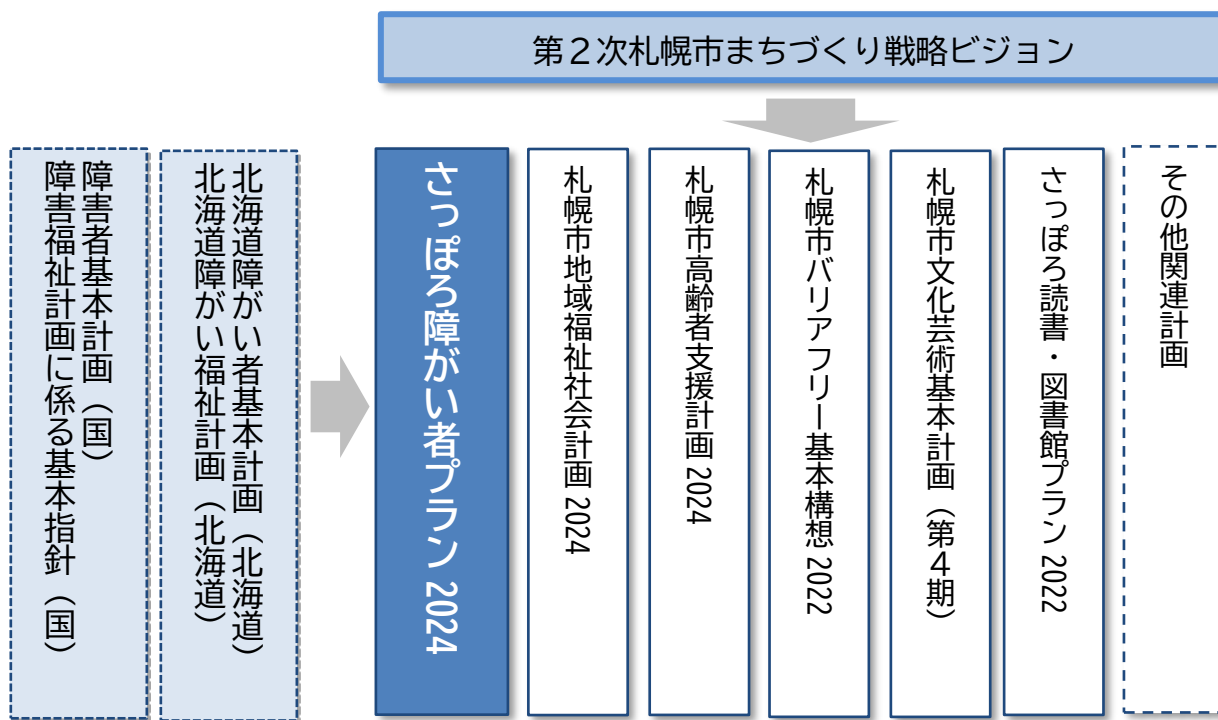
札幌市読書バリアフリー推進計画

地方公共団体 読書バリアフリー推進計画

- 読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）第 8 条第 1 項に基づく計画
- 地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進を図るため、関係分野に関する事項を規定 **努力義務**

3 他計画との関連

本計画は、札幌市のまちづくりの指針である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画に位置付けられるとともに、「札幌市地域福祉社会計画 2024」や「札幌市高齢者支援計画 2024」をはじめ、関連する計画との整合性を持ちつつ、SDGsの視点も意識したものとします。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



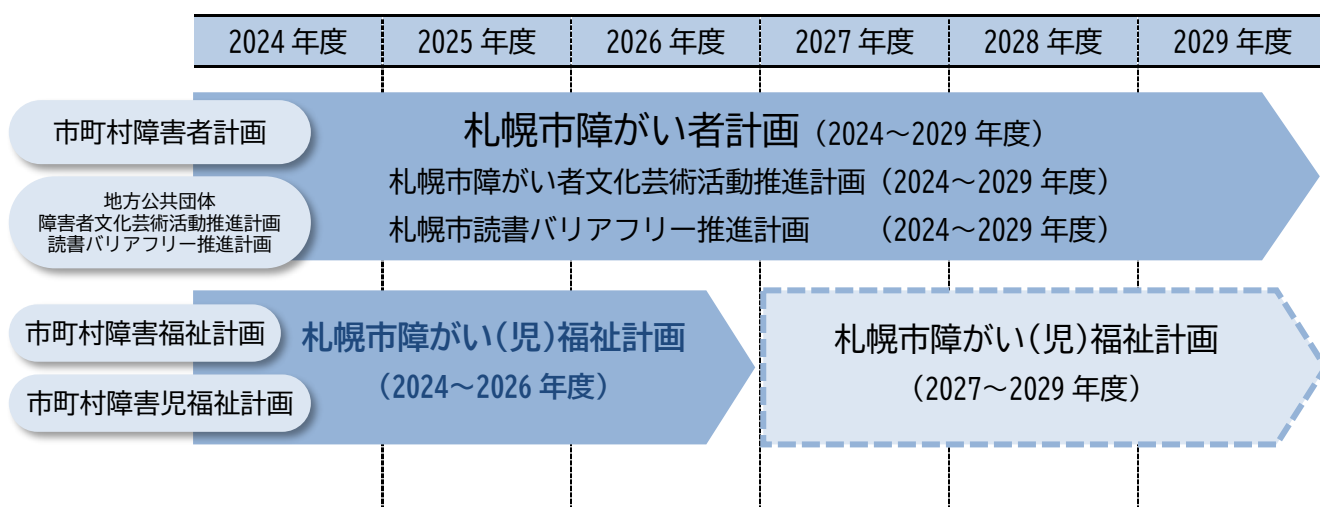
※ SDGs

「誰一人取り残さない社会の実現」を基本理念に、「持続可能な開発目標」として国際連合で決まった全世界共通の17個の目標。

4 計画期間

本計画の期間は2024年度（令和6年度）から2029年度（令和11年度）までの6年間とします。ただし、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく「札幌市障がい福祉計画（第7期）」「札幌市障がい児福祉計画（第3期）」に関する部分については、2026年度（令和8年度）までを計画期間とし、計画の目標やサービス見込み量等を設定します。

2027年度（令和9年度）以降は、次期障がい（児）福祉計画において、定めていくこととします。



5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、多様な立場の方に計画案作成に関わっていただくため、障がい者施策の計画を審議する会議である「札幌市障がい者施策推進審議会」の下に「計画検討部会」を設置し、「札幌市自立支援協議会」や「札幌市精神保健福祉審議会」などの附属機関等の会議や障がい当事者団体の方に御参加いただき、地域の実情や課題等も踏まえた審議を行いました。

また、庁内においては、「保健福祉施策総合推進本部」により、関係部局との協議を行いました。

■計画の策定体制図

